

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 近畿財務局長 |
| 【提出日】 | 平成27年7月1日 |
| 【会社名】 | 星和電機株式会社 |
| 【英訳名】 | SEIWA ELECTRIC MFG. CO., LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 増山 晃章 |
| 【本店の所在の場所】 | 京都府城陽市寺田新池36番地 |
| 【電話番号】 | 0774(55)8181 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役 望月 友彦 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 京都府城陽市寺田新池36番地 |
| 【電話番号】 | 0774(55)8181 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役 望月 友彦 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第67回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に伴う所要の変更

業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の変更

株式事務の効率化および管理コストの削減を図るために単元未満株式についての株主としての権利に制限をかけるべく条文の新設

上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、現行規定内容を明確にすること、その他の所要の変更、字句の修正

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、増山晃章、正林啓志、望月友彦、乾勝典、春山雅彦及び寺垣敬司を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として佐野廣一、中野淑夫及び益満清輝を選任する。なお、中野淑夫及び益満清輝は社外取締役である。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、年額130,000,000円以内とする。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額は、年額20,000,000円以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合(%) |
|-------|--------|-------|-------|------|----------------|
| 第1号議案 | 88,849 | 20 | - | (注)1 | 可決 96.35 |
| 第2号議案 | | | | | |
| 増山 晃章 | 88,761 | 108 | - | (注)2 | 可決 96.26 |
| 正林 啓志 | 88,761 | 108 | - | | 可決 96.26 |
| 望月 友彦 | 88,681 | 188 | - | | 可決 96.17 |
| 乾 勝典 | 88,681 | 188 | - | | 可決 96.17 |
| 春山 雅彦 | 88,761 | 108 | - | | 可決 96.26 |
| 寺垣 敬司 | 88,761 | 108 | - | | 可決 96.26 |
| 第3号議案 | | | | | |
| 佐野 廣一 | 88,839 | 30 | - | (注)2 | 可決 96.34 |
| 中野 淑夫 | 88,539 | 330 | - | | 可決 96.02 |
| 益満 清輝 | 88,838 | 31 | - | | 可決 96.34 |
| 第4号議案 | 88,795 | 74 | - | (注)3 | 可決 96.29 |
| 第5号議案 | 88,784 | 85 | - | (注)3 | 可決 96.28 |

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
4. 賛成比率につきましては、本総会に出席した株主全員の議決権数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主分)を分母とし、そのうち各議案について賛成を確認できた議決権数のみを分子として計算し、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上